

記号 ★

★ 事業所名

御中

業態区分 13

機械器具製造業

事業所 カルテ 2018年

2018年12月



全国健康保険協会 群馬支部
協会けんぽ

< 事業所カルテとは >

- 「事業所カルテ」は、全国健康保険協会（協会けんぽ）群馬支部が保有する健診結果データ等を分析したものです。
- 分析対象は健診結果データが存在する当支部加入者（任意継続加入者を除く）です。
- 対象年度は平成26年度～平成28年度です。
- 順位は、健診結果データが存在する当支部加入事業所の同業態および全体で比較した結果です。

※この資料は、各企業において積極的に従業員の健康づくりに取り組んでいただくため、現状把握や課題抽出、またそのための対策や目標を設定するための参考としていただくための支援ツールであることから、**提供したデータ等のご利用は貴社内に限りますようお願いいたします。**

【協会けんぽからのお願い】

重大な疾病に至らないように、会社として保健指導の利用を推奨し、医療機関を受診しやすい体制作りをお願いします！

- ①特定保健指導のお知らせが届いた従業員の生活改善のため、就業時間中の保健師等の面談にご協力ください。
- ②従業員の健康診断結果を確認し、要治療・要精密検査と判定された従業員に早期受診を勧めてください。
- ③受診したか確認をお願いします。

生活習慣病予防健診の結果、血圧または血糖値が「要治療」「要精密検査」と判断された方のうち、健診受診後3か月以内に医療機関の受診が確認できない方には、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しています。

自覚症状がない場合でも、血圧・血糖が高いまま放置しておくと、重大な疾病につながる恐れがあります。

＜ 基礎データ ＞

★ 様

◆ 被保険者 1 人当たりの年平均医療費の比較（～74歳）

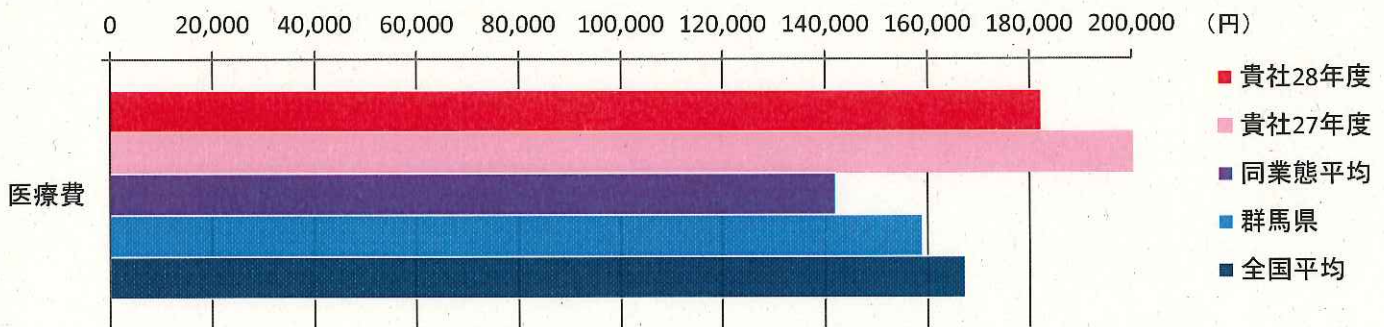
※被保険者 （ 社員ご本人様 ）

27年度 81 名 **28年度** 82 名

（各年度末の人数）

		医療費	単位：(円)		
			入院医療費	入院外医療費	歯科医療費
H28 全国平均		167,317	45,909	101,016	20,392
H28 群馬県		158,895	43,058	97,388	18,448
同業態平均（群馬県）		141,985	35,085	89,461	17,439
貴 社	27年度	204,300	20,711	164,588	19,000
	28年度	182,447	44,763	119,386	18,298

貴社のH28年度の総医療費 15,203,930 円 （入院 3,730,260 円 /入院外 9,948,840 円）
 /歯科 1,524,830 円）



◆ 加入者 1 人当たりの年平均医療費の比較（0歳～74歳）

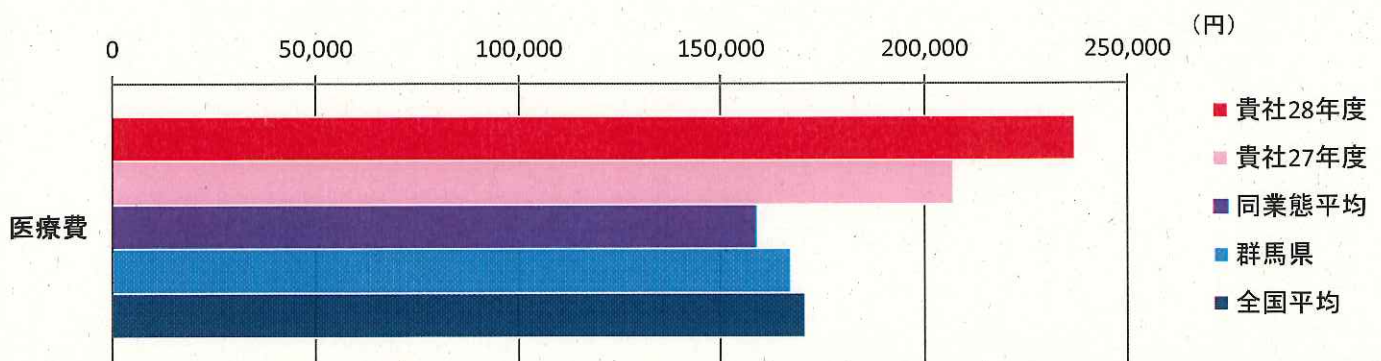
※加入者 （ 社員ご本人様とその扶養家族の方 ）

27年度 167 名 **28年度** 169 名

（各年度末の人数）

		医療費	単位：(円)		
			入院医療費	入院外医療費	歯科医療費
H28 全国平均		170,628	48,989	102,464	19,174
H28 群馬県		167,126	47,270	102,180	17,675
同業態平均（群馬県）		158,991	43,158	98,633	17,200
貴 社	27年度	207,269	40,986	149,681	16,603
	28年度	237,215	91,634	127,908	17,673

貴社のH28年度の総医療費 39,377,750 円 （入院 15,211,280 円 /入院外 21,232,670 円）
 /歯科 2,933,800 円）

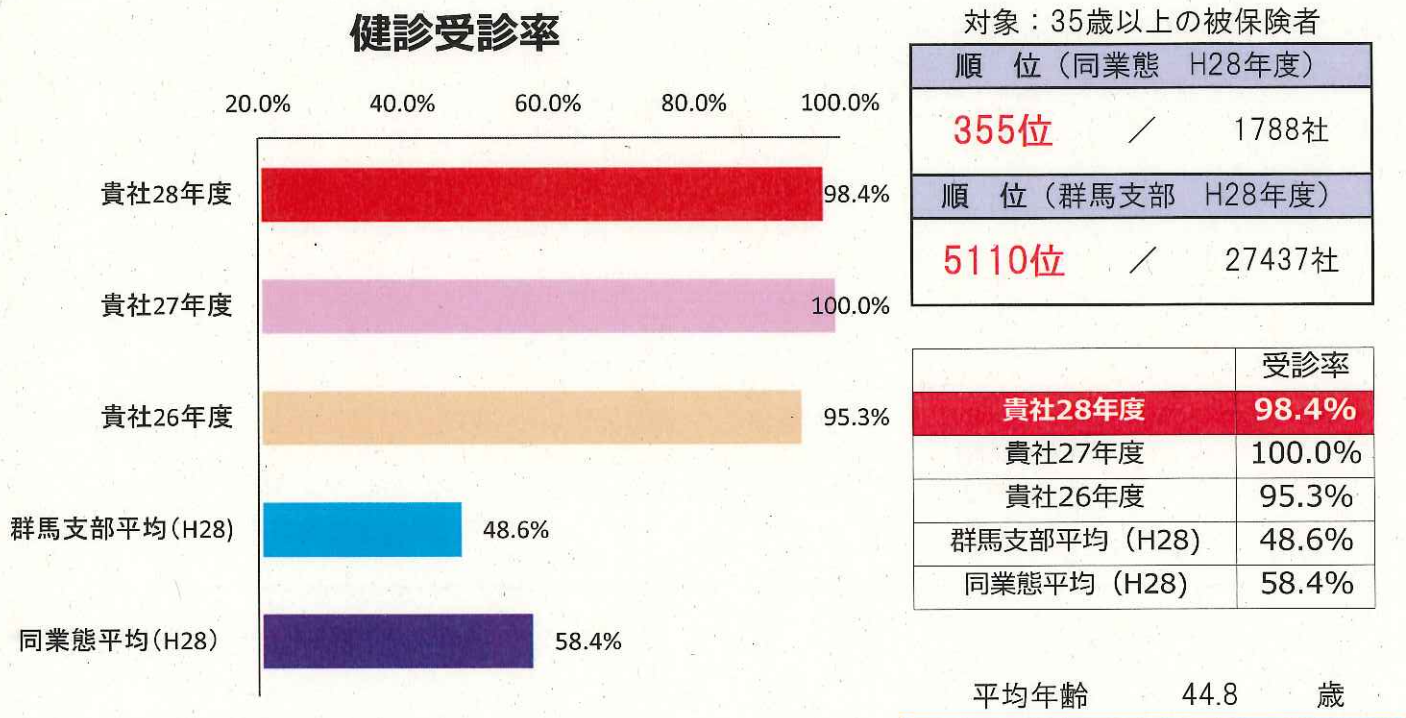


< 生活習慣病予防健診 >

★ 様

貴所の35歳から74歳までの被保険者が、生活習慣病予防健診を受診された結果です。

健診受診率



< 健診の種類 >

生活習慣病予防健診 対象者：協会けんぽの被保険者で35歳から74歳までの方

- 協会けんぽから補助があり、年齢によって付加健診（人間ドックに準ずる内容）も補助します
- 労働安全衛生法の定期健診の検査内容とがん検診を含み充実しています
- 健診結果でメタボリスクがある方に特定保健指導（無料）を実施しています
- 群馬県内に契約医療機関は51か所あります

定期健康診断 対象者：従業員（年齢問わず）

- 労働安全衛生法で定められた健診
- 会社の実施が義務付けられています
- 協会けんぽへの健診結果データの提供は、高齢者の医療の確保に関する法律第27条で、義務付けられています

※事業所カルテには反映しているデータは、生活習慣病予防健診をご利用された方のみとなります。

＜ 特定保健指導 ＞

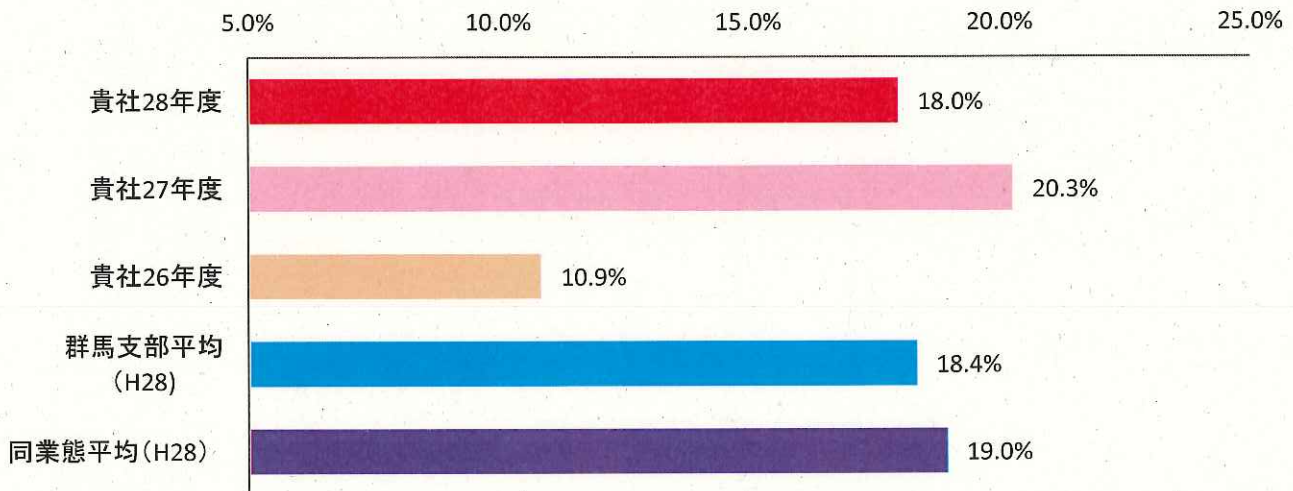
生活習慣病予防健診を受診された結果、メタボリックシンドロームのリスクがある方に保健師・管理栄養士が生活改善のための食事・運動のアドバイスを実施し、生活習慣病の該当者・予備群を減少させることを目的としています。

保健指導該当率

対象：40歳以上の被保険者

順位（同業態 H28年度）	
507位	／ 935社
順位（群馬支部 H28年度）	
7047位	／ 11736社

該当率	
貴社 28年度	18.0%
貴社 27年度	20.3%
貴社 26年度	10.9%
群馬支部支部平均（H28）	18.4%
同業態平均（H28）	19.0%



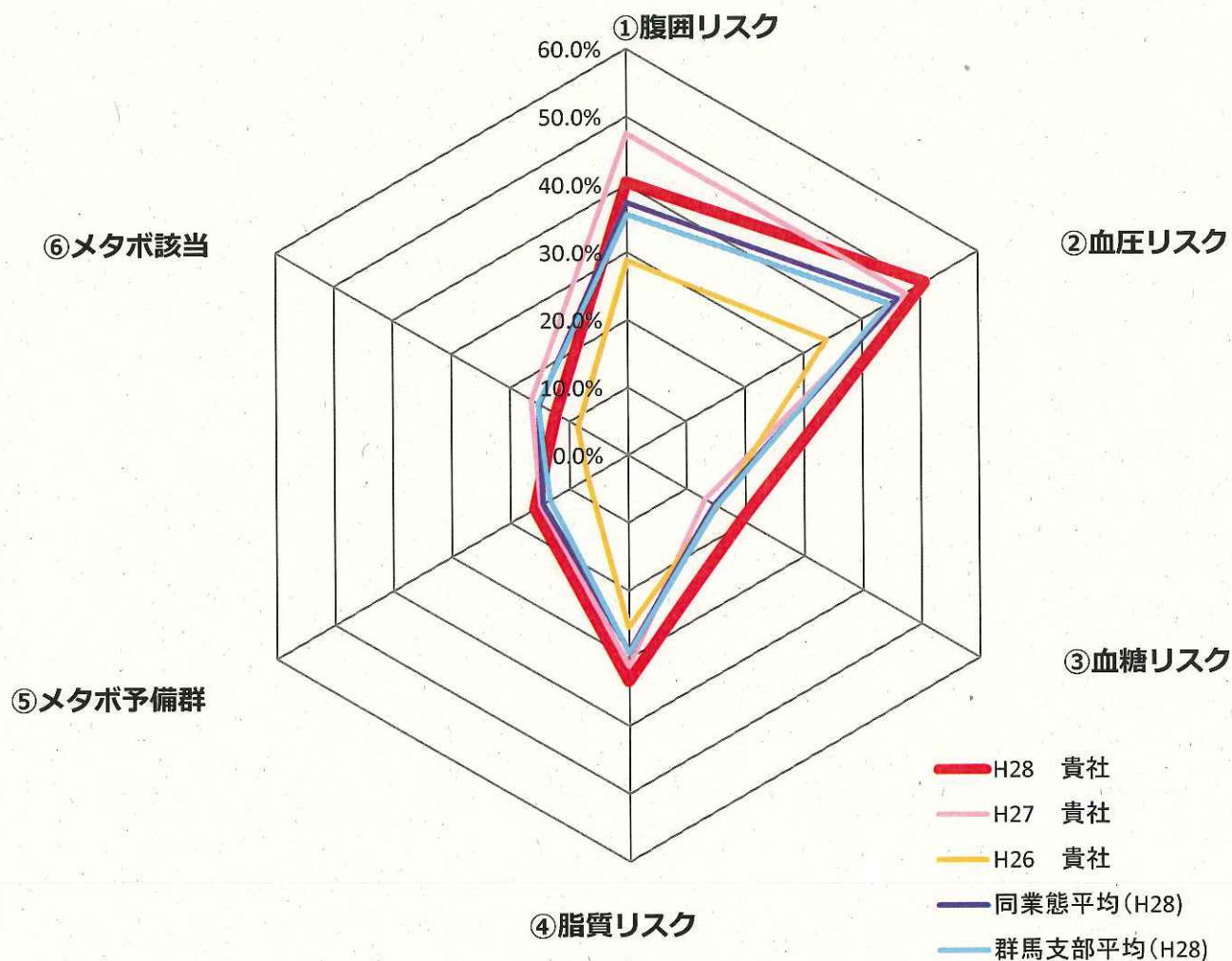
保健指導とは？

- ◆ 健診結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを行うものです。
- ◆ 内臓脂肪蓄積リスク
 腹囲（男性：85cm以上、女性：90cm以上）または、BMI25以上に該当する方で、以下の追加リスクをカウント
 - * 血圧リスク：収縮期130mmHg以上または拡張期85mmHg以上
 - * 脂質リスク：中性脂肪150mg/dl以上、またはHDLコレステロール40mg/dl未満
 - * 血糖リスク：空腹時血糖110mg/dl（HbA1cの場合6.0%以上）
 - * 喫煙率：血圧・脂質・血糖のリスクが1つでもある場合にカウント

該当数に応じて、
 動機づけ支援・・・保健師等と改善策を決め、3か月後に成果を確認します。
 積極的支援・・・保健師等と改善策を決め、3～6か月程度継続的にサポートします。
 ※血圧・血糖・脂質の内服治療中の方は、特定保健指導の対象にはなりません。

＜ 生活習慣病リスク保有率 ＞

★ 様



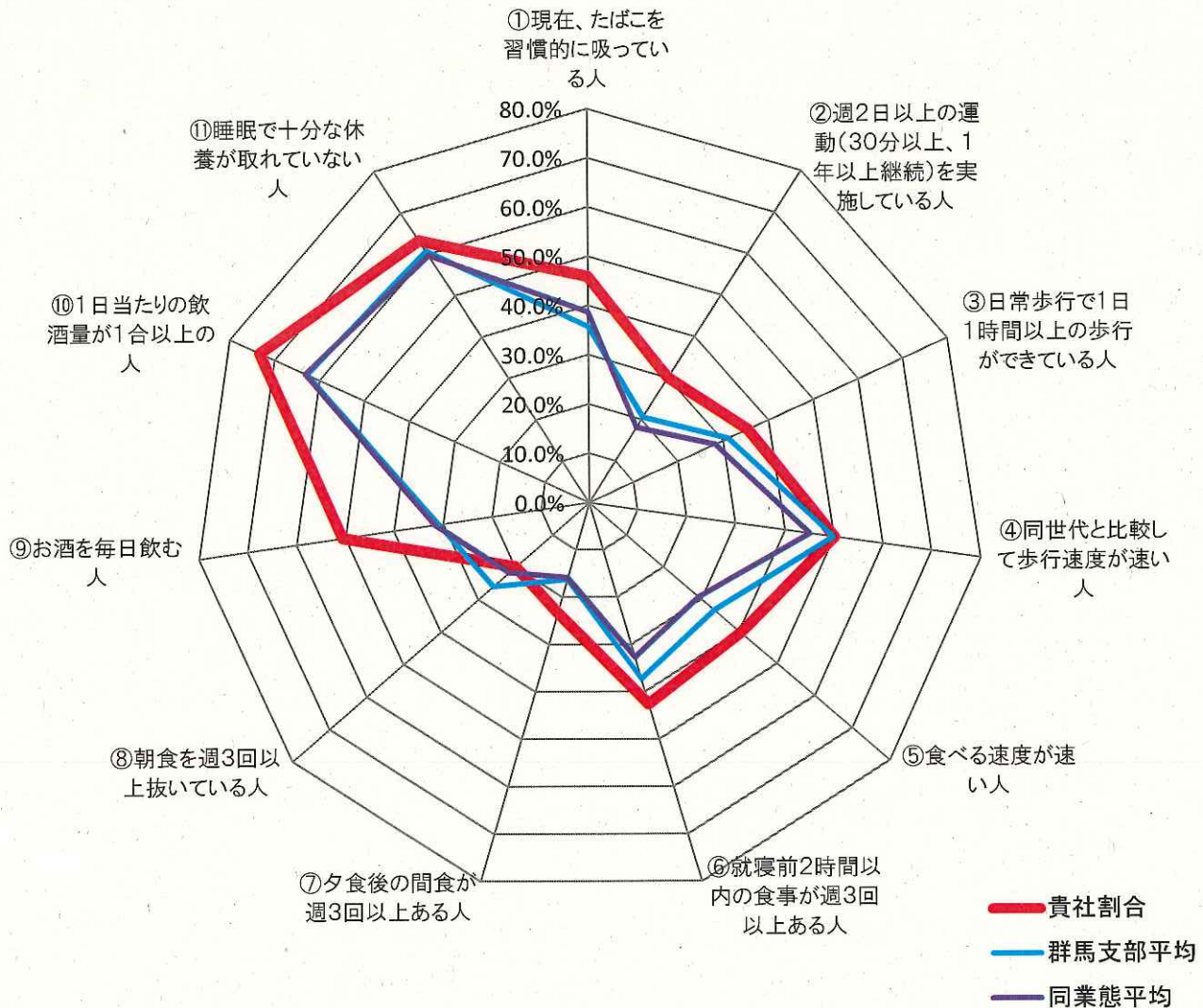
	①腹囲リスク	②血圧リスク	③血糖リスク	④脂質リスク	⑤メタボ予備群	⑥メタボ該当
貴社28年度	40.4%	50.9%	19.3%	33.3%	15.8%	12.3%
貴社27年度	47.5%	47.5%	13.1%	31.1%	14.8%	16.4%
貴社26年度	28.8%	33.9%	15.3%	25.4%	6.8%	8.5%
群馬支部平均 (H28)	35.5%	44.5%	15.1%	29.2%	13.3%	15.3%
同業態平均 (H28)	37.3%	46.0%	14.7%	29.0%	14.5%	15.2%

リスク	基準
①腹囲リスク	男性85cm以上、女性90cm以上の方
②血圧リスク	収縮期血圧130mmHg以上または拡張期血圧85mmHg以上、または高血圧の服薬ありの方
③血糖リスク	空腹時血糖110mg/dl以上 (HbA1c6.0%以上) または糖尿病の服薬ありの方
④脂質リスク	中性脂肪150mg/dl以上、またはHDLコレステロール40mg/dl未満、または脂質異常の服薬ありの方
⑤メタボ予備軍	①腹囲リスク＋ 下記のうち1項目に該当する方 (かつ) ②血圧リスク・③血糖リスク・④脂質リスク
⑥メタボ該当者	①腹囲リスク＋ 下記のうち2項目に該当する方 (かつ) ②血圧リスク・③血糖リスク・④脂質リスク

＜ 生活習慣の傾向 ＞

★ 様

平成28年度問診票の質問項目



問診票の質問項目	貴社割合	群馬支部平均	同業態平均
①現在、たばこを習慣的に吸っている人	45.9%	35.7%	38.7%
②週2日以上、運動(30分以上、1年以上継続)を実施している人	30.1%	20.6%	18.1%
③日常歩行で1日1時間以上の歩行ができている人	35.5%	31.1%	28.2%
④同世代と比較して歩行速度が速い人	50.1%	49.8%	45.0%
⑤食べる速度が速い人	40.5%	33.4%	29.3%
⑥就寝前2時間以内の食事が週3回以上ある人	42.6%	37.3%	32.7%
⑦夕食後の間食が週3回以上ある人	23.3%	16.2%	15.9%
⑧朝食を週3回以上抜いている人	19.8%	25.9%	21.6%
⑨お酒を毎日飲む人	50.5%	30.9%	31.6%
⑩1日当たりの飲酒量が1合以上の人	73.2%	62.8%	63.1%
⑪睡眠で十分な休養が取れていない人	63.3%	60.8%	59.7%

協会けんぽでは、平成30年度から新たにインセンティブ(報奨金)制度を導入

皆様の取組で 保険料率が変わる!

※保険料率への反映は平成32年度からとなります。

協会けんぽでは、加入者および事業主の皆様の取組に応じてインセンティブ(報奨金)を付与し、それを健康保険料率に反映させる「インセンティブ(報奨金)制度」を導入しました。

加入者および事業主の皆様から一律にご負担いただいた財源を活用して協会けんぽ全支部を

下記の**5つの評価指標でランクづけ**を行い、上位過半数の支部には得点に応じた報奨金により保険料を引き下げます。

皆様の健康への取組が健康寿命の延伸・健康保持増進となり、医療費適正化につながります。

協会けんぽでも全力でサポートさせていただきますので、共に取り組んでいきましょう。

① 特定健診等の 受診率の向上

年に1回 健康診断を受けましょう

② 特定保健指導の 実施率の向上

③ 特定保健指導 対象者の減少

保健指導のご案内が届いたら、
積極的にご利用ください

インセンティブ制度における評価指標と加入者様へのお願い

④ 要治療者の 受診率の向上

医療機関への受診案内が届いたら、必ず受診してください

⑤ ジェネリック医薬品の 使用割合の向上

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」が届いたら、医師・薬剤師に相談してください

インセンティブ制度についてのお問い合わせ先 027-219-2100 (代表)